

第4回 基準等検討ワーキンググループ

【参考資料集】

参考資料集 目次

【参考資料 1】幼保連携型認定こども園の認可基準	・・・	1
【参考資料 2】確認に関する情報公表・業務管理体制	・・・	14

幼保連携型認定こども園の認可基準

1 新設の幼保連携型認定こども園

項目	協議内容	国が示している対応案
学級編制	満3歳以上の幼児教育過程に係る時間は幼稚園と同様にするか。	<p>保育認定の有無にかかわらず、満3歳以上のこどもの教育過程に係る教育時間は、学級を編制する（年度の初日前日に同年齢の子どもで編制する。）</p> <p>1号認定子どもと2号認定子どもを一体的に学級編制することを基本とし、弾力的取扱いを認める。</p> <p>満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様の職員配置基準を設定する。</p> <p>0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 3歳児 20：1 4・5歳児 30：1</p> <p>満3歳以上の子どもの学級編制について、1学級の園児数は、35人以下を原則とする。</p>
職員資格	<p>園長等の資格 認定こども園固有の能力要件を求め、かつ、教諭免許状及び保育士資格を有し、教育職若しくは児童福祉事業の一定の経験がある者又は同等の資質を有する者を原則とするか。</p>	<p>園長等の資格 園長は、原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者とする。ただし、同等の資質を有する者についても認めることとする。「同等の資質」の内容は、人格が高潔で、教育・保育に関する熱意と高い識見や職員に対して必要な指導及び助言等をする能力を有する者であって、設置者（公立は首長等、私立は法人の長等）が同等と認めた場合とする。</p>
	<p>その他の職員の配置 園長を補佐する副園長又は教頭をおくよう努めることとするか。 主幹保育教諭等必要な職員は幼稚園と同様とし、調理員は保育所と同様とするか。</p>	<p>その他の職員の配置 副園長や教頭のいずれかを置くように努めることとする。 主幹保育教諭、養護（助）教諭、事務職員を置くように努めることとする。 調理員は、必置とする（ただし、調理業務の全部を外部委託又は外部搬入する場合は調理員の配置は不要とする。）</p>
	<p>短時間勤務(非常勤)の職員の取扱い 保育教諭の常勤・非常勤の取扱いを幼稚園と同様とすることを基本とするか。 ただし、3歳未満児の対応について保育所の取扱いを踏まえるか。</p>	<p>短時間勤務(非常勤)の職員の取扱い 保育教諭等は、常勤とすることとし、講師については短時間勤務ができることとする。</p>
設備	<p>建物および附属設備の一体的設置 建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接することを求めるか。</p>	<p>建物および附属設備の一体的設置 同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること（公道を挟む程度を含む。）を前提とする。</p>
	<p>保育室等の設置 満2歳以上の園児を受け入れる場合における保育室、遊戯室の要否。 特別な事情がある場合における保育室と遊戯室の兼用の可否。 満2歳未満の園児を受け入れる場合における乳児室又はほふく室の要否。 職員室、便所、保健室又は医務室の要否。</p>	<p>保育室等の設置 0・1歳：乳児室またはほふく室は必置。 2歳以上：保育室、遊戯室は必置。 ただし、特別な事情がある場合、兼用可能。 3歳以上：保育室の数は、学級数を下らない。 職員室、保健室、便所は必置。</p>

(兵庫県)幼保連携型認定こども園	(西宮市)保育所	(兵庫県)幼稚園
0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3～5歳児： (長時間利用児) 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 (短時間利用児) <u>3歳児 25:1 (国基準を加重)</u> 4・5歳児 35:1 (共通利用時間の学級編制) <u>3歳児 25:1 (国基準を加重)</u> <u>但し、3歳児について1学級25人を超える場合、</u> <u>各学級ごとに専任の教諭1人を加算。</u> 4・5歳児 35:1	乳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 <u>20:1</u> <u>(国基準を加重)</u>	(学級編制) 一学級の幼児数は、4・5歳児について35人以下を原則とする <u>3歳児について</u> <u>・25:1を原則とする。</u> <u>・1学級25人を超える場合、</u> <u>各学級ごとに専任の教諭1人を加算すること(国基準を加重)。</u>
教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有する者。	—	教諭免許状(専修・1種免許状)を有し、かつ5年の教育職経験または、10年の教育職経験。同等の資質を有する者も可能。
—	保育士 嘱託医 調理員 (但し、調理業務の全部委託の場合、不要。)	各学級に少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭を1人必置。 <u>3歳児について1学級25人を超える場合、各学級に専任の教諭1人を加算すること(同上)。</u>
—	保育士について、クラスに1人は、常勤であることが原則。	教諭等の職は常勤が前提。講師は常時勤務に服さないことができる。
建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内でない場合、教育・保育の適切な提供、および移動時の安全の確保、要件を満たす必要がある。	— (一体的設置を想定。)	— (一体的設置を想定。)
0・1歳 乳児室またはほふく室は必置。 2歳以上 保育室または遊戯室は必置。	0・1歳 乳児室またはほふく室、医務室、便所は必置。 2歳以上 保育室または遊戯室、便所は必置。	職員室 保育室 遊戯室 保健室 便所 特別な事情がある場合、保育室と遊戯室、職員室と保健室の兼用可能。 保育室の数は、学級数を下らないこと。

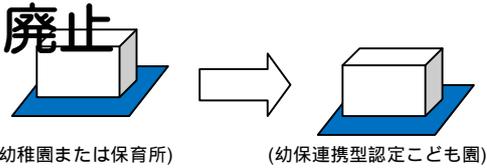
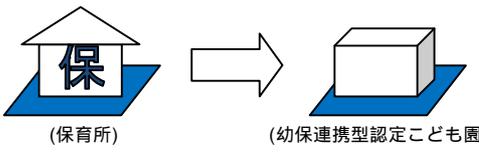
項目	協議内容	国が示している対応案
設備	<p>特別な事情がある場合における職員室と保健室の兼用の可否。</p>	<p>特別な事情がある場合、職員室と保健室の兼用可能。</p>
	<p>保育室等の設置階 園舎の階数を幼稚園と同様とすることを原則とするか。 保育室等の設置階は、保育所と同様、上乗せの耐火防火の基準により2階以上を可とするか。</p>	<p>保育室等の設置階 園舎の階数は2階建以下が原則。 地域の実情などを考慮する必要がある場合、3階建以上も可能。 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は原則として1階に設置。 園舎が耐火建造物で、待避設備などを備える場合、保育室などを2階に設置可能。 満3歳以上の子どもの保育室などは、3階以上の設置は不可。 ただし の例外を満たす場合、3階以上の設置を認める。 満3歳未満の子どもの乳児室、ほふく室、保育室、便所は、園舎が耐火建造物で、待避設備などを備える場合、3階以上に設置可能。</p>
	<p>園舎・保育室等の面積 園舎面積は、次の要件の合計面積を最低基準とするか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児にかかる面積は、幼稚園基準による面積（ただし、保育室・遊戯室の面積は、保育所基準とし、保育室・遊戯室の数は幼稚園の基準とする。） ・満3歳未満の園児について、保育所基準による面積。 	<p>園舎・保育室等の面積 園舎の面積（満3歳未満の子どものに係る保育の用に供する部分を除く。）は幼稚園基準を満たし、かつ、乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の面積は保育所基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園基準 <ul style="list-style-type: none"> 1学級：180㎡、2学級：320㎡、 3学級以上：1学級につき100㎡増 ・乳児室：1人につき1.65㎡、ほふく室：1人につき3.3㎡ 保育室または遊戯室：1人につき1.98㎡
	<p>運動場等の設置・面積 運動場の必置、園舎と同一の敷地内又は隣接することを原則とするか。 屋上の取り扱い等例外の措置も検討するか。 以下の面積を合計した面積以上とするか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積。 ・満2歳の園児について、保育所基準による面積。 	<p>運動場等の設置・面積 運動場・屋外遊戯場の名称は、「園庭」とし、園庭は必置。 園舎と同一の敷地内又は隣接することを原則とする。 以下の面積を合計した面積以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積。 ・満2歳の園児について、保育所基準による面積。 <p>子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現を重視し、原則として屋上・代替地の面積参入は不可。 ただし、一定の要件を満たす場合、屋上の面積算入可能。 実際の屋上・公園等の利用を妨げるものではない。</p>
	<p>その他の設備 幼稚園と同様とするか。</p>	<p>その他の設備 飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置。 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児清浄用設備、図書室、会議室は設置に努める。</p>

項目	協議内容	国が示している対応案
運営	<p>平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等 保育所と同様とするか。</p>	<p>平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等 基本的に保育所と同様とする。</p>
	<p>教育時間・保育時間等 1日の教育時間・毎学年の教育週数等は幼稚園と同様とするか。 1日の開園時間・保育時間は保育所と同様とするか。 夜間保育所等は1日の教育時間の確保を弾力的な取扱いを認めるか。</p>	<p>教育時間・保育時間等 1年の開園日数：日曜日・祝日を除いた日 1日の開園時間：原則11時間 開園日数・開園時間は地域の実情に応じて弾力的取扱い可能。 満3歳以上の子どもの1日の教育時間：4時間を標準とする。 満3歳以上の子どもの教育週数：39週を下回らない。 学期の区分、長期休業日を設ける。 1日の教育時間の確保について、夜間保育などの状況に配慮し、 を弾力的な取扱いを認める。</p>
	<p>調理室の設置・食事の提供 調理室は必置とするか。 例外として、給食の外部搬入を認める場合に 必要な調理設備を検討するか。 保育を必要とする園児は保育所と同様とするか。</p>	<p>調理室の設置・食事の提供 原則として自園調理。 満3歳以上の子どもについて、一定の要件の下、外部搬入可能。 満3歳未満の子どもについて、公立も含め外部搬入不可。 食事提供を求める2号認定・3号認定子どもに対して、園の行事 などの際の弁当持参を認める弾力取扱い可能。 外部搬入をする場合、施設内で行うことが必要な調理のための 加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。 食事提供の範囲は、2号認定・3号認定子どもとし、1号認定子 どもへの食事提供は園の判断とする。 自園調理の場合、原則として調理室を設置する。 食事提供をする子どもが20人未満である場合、調理室ではな く提供する人数に応じた調理設備で可能。</p>
	<p>園児要録・出席簿 園児要録、出席簿を作成することとし、作 成対象園児について検討するか。 転入園・進学に際し、抄本または写しを進 学先に送付することとするか。</p>	<p>園児要録・出席簿 すべての在園する子どもについて、園児要録、出席簿を作成す る。 転園・進学に際し、園児要録の抄本または写しを転園先・進学 先に送付する。</p>
	<p>研修等 法律事項以外について、保育所及び現行認 定こども園と同様とするか。</p>	<p>研修等 教育・保育に従事する者に限らず、施設の職員は必要な知識お よび技能の修得などに努める。 施設は、職員に対して研修の機会を確保し、資質向上などを図 らなければならない。</p>
	<p>職員会議 幼稚園と同様とするか。</p>	<p>職員会議 幼稚園と同様に、職員会議を置くことができる。</p>
	<p>運営状況評価 運営に関する自己評価・結果公表の義務を 課すか。 関係者評価・第三者評価のいずれかの実施 とその結果公表を努力義務とするか。</p>	<p>運営状況評価 運営に関する自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報 告を義務づける。 関係者評価・第三者評価をいずれも実施するよう努力義務とす るか。</p>
	<p>苦情解決 保育所と同様とするか。</p>	<p>苦情解決 保育所と同様に、苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情受付 窓口の設置などの必要な措置を講じなければならない。</p>

(兵庫県)幼保連携型認定こども園	(西宮市)保育所	(兵庫県)幼稚園
—	平等原則 秘密保持 虐待などの禁止 懲戒に係る権限の濫用禁止	—
開園日数及び開園時間： 保護者の就労状況等の地域の実情に応じて定める。 満3歳以上の子ども 短時間利用児及び長時間利用児の共通利用時間は4時間程度。 1日の保育時間：原則8時間 地域における家庭状況などを考慮して定める。	1年の開所日数： 日曜日・祝日を除いた日 1日の開所時間：原則11時間 1日の保育時間：原則8時間 地域における家庭状況などを考慮して定める。	1日の教育時間：(標準)4時間 教育週数：39週を下回らない。 学期の区分・長期休業日を設ける。
保育に欠ける子ども・欠けない子どもを問わず保育所部分のすべての子どもに食事を提供することが望ましい。 原則として自園調理。 満3歳以上の子どもについて、一定の要件の下、外部搬入可能。 ・管理者による必要な注意を果たす体制 ・栄養士による必要な配慮 ・受託者の適切な能力 ・幼児の状況に応じた食事提供 ・食育計画に基づく提供 満3歳未満の子どもについて、公立も含め外部搬入不可。 ただし、保育に欠けない子どもについて、外部搬入可能。 弁当持参は不可。 調理室は必置。 外部搬入をする場合、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。	すべての子どもに食事を提供する。 原則として自園調理。 満3歳以上の子どもについて、一定の要件の下、外部搬入可能。 満3歳未満の子どもについて、公立も含め外部搬入不可。 弁当持参は不可。 調理室は必置。 外部搬入をする場合、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。	給食施設を備えるように努める。 提供方法に関する規定なし。
こども要録を作成する。 こども要録を就学先の小学校に送付する。	入所している者の処遇の状況明らかにする書類を整備しなければならない。 保育要録(子どもの育ちを支えるための資料)を作成し、就学先の小学校に送付されるようにする。	指導要録(児童等の学習及び健康の状況を記録した書類)・出席簿を作成する。 指導要録の抄本または写しを進学先・転園先に送付する。
教育及び保育に従事する職員の資質向上等が図られなければならない。	職員は必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努める。 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	—
—	—	職員会議を置くことができる。
子どもの視点に立った自己評価・外部評価などを行い、結果公表などを通じて教育及び保育の質の向上に努める。 子どもの視点に立った点検又は評価を行う体制を整えなければならない。	運営の内容について、自己評価の実施・結果公表は努力義務。 第三者評価事業の受審推進。	自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報告は義務。 自己評価を踏まえた学校関係者評価の実施・結果公表は努力義務で実施の場合設置者に報告義務。
保護者からの苦情に適切に対応するため必要な措置を講じなければならない。	苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情受付窓口の設置などの必要な措置を講じなければならない。	—

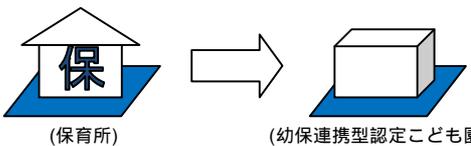
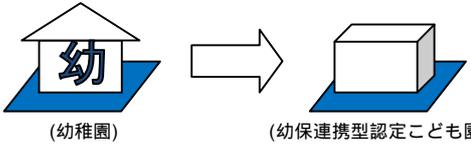
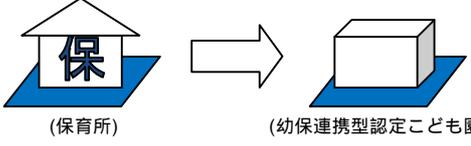
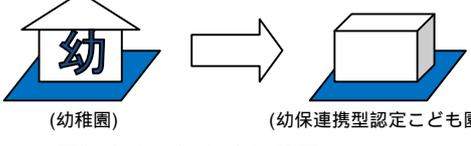
項目	協議内容	国が示している対応案
運営	家庭・地域との連携、保護者との連絡 幼稚園、保育所、現行認定こども園について、 すべて包含する内容とするか。	家庭・地域との連携、保護者との連絡 幼稚園、保育所、認定こども園について、すべて包含する内容を規定する。
	健康診断 保育所と同様とするか。	健康診断 保育所と同様に、健康診断は少なくとも1年に2回行う。
	感染症に係る臨時休業・出席停止 幼稚園と同様であるが、保育を必要とするこどもが在籍していることに伴う配慮を検討するか。	感染症に係る臨時休業・出席停止 学校保健安全法が準用され、感染症の予防上必要があるときは臨時休業をすることができ、また感染症に罹っているなどの場合は出席を停止させることができる。 感染していない保育を必要とするこどもへの配慮を別途検討する。
	子育て支援 現行の認定こども園と同様とするか。	子育て支援 具体的な事業の種類・内容やその運営基準について、公定価格の議論と合わせて検討する。

2 既存施設からの移行特例

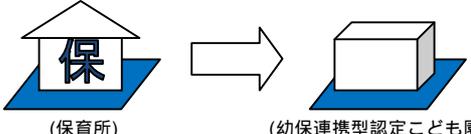
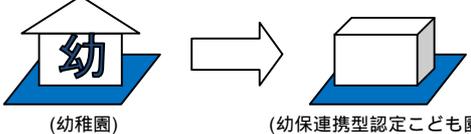
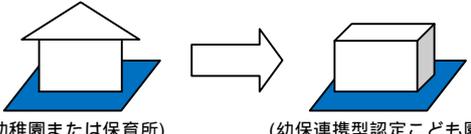
項目	対象施設	国が示している対応案
建物および附属設備の一体的設置	<p>幼稚園・保育所を廃止し、同土地・施設を活用して幼保連携型認定こども園を設立する場合</p>  <p>(幼稚園または保育所) → (幼保連携型認定こども園)</p>	<p>以下の要件をすべて満たす場合、建物およびその附属設備が同一の敷地内に無い場合であっても設置可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育の適切な提供が可能であること ・子どもの移動時の安全が確保されていること ・それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育・保育を提供する子どもの数や当該子どものために編制する学級数に応じて、必要な施設・設備を有していること <p>(なお、既存の幼稚園または保育所が所在する敷地部分については、それに応じた移行特例が活用できるものとする。)</p>
職員室の設置	<p>保育所からの移行</p>  <p>(保育所) → (幼保連携型認定こども園)</p>	<p>移行特例はなし。</p> <p>新たな幼保連携型認定こども園は、単一の施設となり、職員室1つが必置となるため兼用の移行特例は不要。</p>

(兵庫県)幼保連携型認定こども園	(西宮市)保育所	(兵庫県)幼稚園
家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める。 教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加を促すこと。	地域社会との交流・連携、保護者・地域社会への運営内容について説明の努力義務。 保護者と密接な連絡を取り、理解・協力を得る努力義務。	家庭・地域との連携協力の努力義務。 学校運営状況に関する情報の積極的提供義務。 学校評議員を置くことができる。
—	少なくとも1年に2回行う。	毎学年、6月30日までにを行う。 (通常年1回)
—	—	学校保健安全法が準用され、感染症の予防上必要があるときは臨時休業をすることができ、また感染症に罹っているなどの場合は出席を停止させることができる。
相互交流の場の開設などによる情報提供・相談支援 地域の家庭に対する情報提供・相談支援 一時預かり的な事業 子育て支援を受けることを希望する保護者と援助を行うことを希望する団体などとの連絡・調整 地域の子育て支援者に対する情報提供・助言	市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行う。 保育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める。	家庭および地域における教育の支援に努める。

新設の場合の対応案	現行の移行特例など
(前掲：22 ページ) 同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること(公道を挟む程度を含む。)を前提とする。	(認定こども園設備運営基準) 以下の要件をすべて満たす場合、建物およびその附属設備が同一の敷地内に無い場合であっても設置可能。 ・教育・保育の適切な提供が可能であること ・子どもの移動時の安全が確保されていること
(前掲：22 ページ) 受け入れる子どもの年齢にかかわらず、職員室、便所は必置。 特別な事情がある場合(養護教諭が置かれていない場合など子どもの管理上、職員室と兼ねている方が望ましい場合)は、職員室と保健室の兼用可能。	保育所が新たに幼稚園を設置し、または移転させる場合の当該幼稚園(平成18年9月15日付文科省厚労省課長通知) 職員室として必要とされる機能が適切に担える場合には、兼用を認める取扱いとして差し支えない。 2施設で構成されているため双方において職員室相当の部屋が設置されている場合も想定されており、特例はそれらの兼用を認めている。

項目	対象施設	国が示している対応案
園舎・保育室等の面積	<p>保育所からの移行</p>  <p>(保育所) (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす保育所 これまでの「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。 「保育所」を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。)</p>	<p>満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室または遊戯室の面積が保育所基準(子ども1人につき1.98㎡)以上である場合、幼稚園設置基準の園舎面積の規定を適用しないことができる。</p>
	<p>幼稚園からの移行</p>  <p>(幼稚園) (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす幼稚園 ・これまでの「幼稚園」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。 ・「幼稚園」を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。)</p>	<p>園舎面積(満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く)が幼稚園基準(1学級:180㎡など)以上である場合、保育所設備運営基準の保育室または遊戯室の面積(子ども1人につき1.98㎡)の規定を適用しないことができる。</p>
保育室等の設置階	<p>保育所からの移行</p>  <p>(保育所) (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす保育所 ・これまでの「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。 ・「保育所」を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。)</p>	<p>保育室などの2階設置 保育室・乳児室・ほふく室・遊戯室・便所の2階設置について、園舎が準耐火建築物であっても、保育所基準(待避上必要な設備)を満たしていれば、設置可能。</p> <p>保育室などの3階以上設置 新基準において、一定条件の下、年齢にかかわらず保育室などの3階以上の設置を認めているため、移行特例なしとする。</p>
	<p>幼稚園からの移行</p>  <p>(幼稚園) (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす幼稚園 ・これまでの「幼稚園」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。 ・「幼稚園」を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。)</p>	<p>保育室・遊戯室・便所の設置階 園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備える場合、2階に置くことができる。</p> <p>現行の幼稚園基準と同内容の特例を新設する。</p>

新設の場合の対応案	現行の移行特例など
<p>(前掲：24 ページ)</p> <p>園舎の面積（満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く）は幼稚園基準を満たし、かつ、乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の面積は保育所基準を満たすこと。</p> <p>・幼稚園基準 1学級：180㎡、2学級：320㎡、 3学級以上：1学級につき100㎡増</p> <p>・乳児室：1人につき1.65㎡、ほふく室：1人につき3.3㎡ 保育室または遊戯室：1人につき1.98㎡</p>	<p>(幼稚園設置基準)</p> <p>満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室または遊戯室の面積が保育所基準（子ども1人につき1.98㎡）以上である場合、幼稚園設置基準の園舎面積の規定を適用しないことができる。</p> <hr/> <p>(児童福祉施設設備運営基準)</p> <p>園舎面積（満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く）が幼稚園基準以上である場合、保育所設備運営基準の保育室または遊戯室の面積（子ども1人につき1.98㎡）の規定を適用しないことができる。</p>
<p>(前掲：24 ページ)</p> <p>乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は原則として1階に設置。 園舎が耐火建築物で、待避設備等を備える場合、2階に設置可能。 満3歳以上の子どもの保育室等は、3階以上の設置は不可。ただし、一定の条件を満たす場合、3階以上の設置を認める。 満3歳未満の子ども乳児室、ほふく室、保育室、便所は、園舎が耐火建築物で、待避設備等を備える場合、3階以上に設置可能。</p>	<p>(幼稚園設置基準)</p> <p>保育室などの2階設置 保育室・遊戯室・便所の2階設置について、園舎が準耐火建築物であっても、保育所基準（待避上必要な設備）を満たしていれば、設置可能。</p> <p>保育室などの3階以上設置 園舎が耐火建築物であり、保育所基準（待避上必要な設備など）を満たしていれば、設置可能。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">—</p>

項目	対象施設	国が示している対応案				
運動場等の設置・面積	<p>保育所からの移行</p>  <p>(保育所) (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。 ・「保育所」を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。) 	<p>満3歳以上の子どもの保育の用に供する屋外遊戯場および運動場の面積が保育所基準(子ども1人つき3.3㎡)以上である場合、幼稚園設置基準を満たさなくてもよい。</p>				
	<p>幼稚園からの移行</p>  <p>(幼稚園) (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの「幼稚園」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。 ・「幼稚園」を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。) 	<p>園庭の面積が幼稚園基準の面積と、満2歳の幼児について保育所基準の面積とを合算した面積以上であるときは、保育所の面積に関する基準を適用しないことができる。</p>				
代替地・屋上の取扱い	<p>幼稚園または保育所からの移行</p>  <p>(幼稚園または保育所) (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす幼稚園または保育所</p> <p>これまでの運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。</p> <p>幼稚園または保育所を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。)</p>	<p>満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内または隣接する位置にある園庭などで確保できない場合、満2歳の子どもに係る必要面積(1人につき3.3㎡)に限り、以下の要件全て満たす場合は代替地・屋上の面積算入を認める。</p> <table border="1" data-bbox="742 1377 1455 1733"> <thead> <tr> <th data-bbox="742 1377 1093 1422">代替地</th> <th data-bbox="1093 1377 1455 1422">屋上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="742 1422 1093 1733"> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な移動手段が確保されている。 ・子どもが安全に利用できる場所。 ・利用時間を日常的に確保できる。 ・教育保育の適切な提供が可能。 </td> <td data-bbox="1093 1422 1455 1733"> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 ・教育及び保育内容の効果的な実施 ・屋上に便所、水飲み場などの設置 ・防災上の観点に留意すること <p>新基準において、一定条件の下、満3歳以上の子どもに係る必要面積算入を認めている。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	代替地	屋上	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な移動手段が確保されている。 ・子どもが安全に利用できる場所。 ・利用時間を日常的に確保できる。 ・教育保育の適切な提供が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 ・教育及び保育内容の効果的な実施 ・屋上に便所、水飲み場などの設置 ・防災上の観点に留意すること <p>新基準において、一定条件の下、満3歳以上の子どもに係る必要面積算入を認めている。</p>
代替地	屋上					
<ul style="list-style-type: none"> ・安全な移動手段が確保されている。 ・子どもが安全に利用できる場所。 ・利用時間を日常的に確保できる。 ・教育保育の適切な提供が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 ・教育及び保育内容の効果的な実施 ・屋上に便所、水飲み場などの設置 ・防災上の観点に留意すること <p>新基準において、一定条件の下、満3歳以上の子どもに係る必要面積算入を認めている。</p>					

新設の場合の対応案	現行の移行特例など				
<p>(前掲：24 ページ)</p> <p>以下の面積を合計した面積以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積 ・満2歳の園児について、保育所基準による面積 <p>保育所基準：1人につき 3.3 m² 幼稚園基準 2学級以下：330 + 30 × (学級数 - 1) m² 3学級以上：400 + 80 × (学級数 - 3) m²</p>	<p>(幼稚園設置基準)</p> <p>満3歳以上の子どもの保育の用に供する屋外遊戯場および運動場の面積が保育所基準(子ども1人つき 3.3 m²)以上である場合、幼稚園設置基準の園舎面積の規定を適用しないことができる。</p> <hr/> <p>(児童福祉施設設備運営基準)</p> <p>屋外遊戯場および運動場の面積が幼稚園基準の運動場面積と、満2歳以上満3歳未満の幼児について保育所基準の屋外遊戯場面積とを合算した面積以上であるときは、保育所の屋外遊戯場の面積に関する基準を適用しないことができる。</p>				
<p>(前掲：24 ページ)</p> <p>子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現を重視し、原則として屋上・代替地の面積参入は不可。</p> <p>ただし、一定の要件を満たす場合、屋上の面積算入可能。</p> <p>実際の屋上・公園等の利用を妨げるものではない</p>	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: middle; padding-right: 5px;">代替地</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安全に利用できる場所 ・利用時間を日常的に確保できる場所 ・教育および保育の適切な提供が可能な場所 ・保育所基準による屋外遊戯場面積 <p>を満たせば、付近の適当な場所に代えることができる。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle; padding-right: 5px;">屋上</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 ・保育所保育指針の保育内容の効果的な実施 ・屋上施設として便所、水飲み場などの設置 ・防災上の観点に留意すること <p>を満たせば、屋上を含む取り扱いとすることができる。</p> </td> </tr> </table>	代替地	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安全に利用できる場所 ・利用時間を日常的に確保できる場所 ・教育および保育の適切な提供が可能な場所 ・保育所基準による屋外遊戯場面積 <p>を満たせば、付近の適当な場所に代えることができる。</p>	屋上	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 ・保育所保育指針の保育内容の効果的な実施 ・屋上施設として便所、水飲み場などの設置 ・防災上の観点に留意すること <p>を満たせば、屋上を含む取り扱いとすることができる。</p>
代替地	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安全に利用できる場所 ・利用時間を日常的に確保できる場所 ・教育および保育の適切な提供が可能な場所 ・保育所基準による屋外遊戯場面積 <p>を満たせば、付近の適当な場所に代えることができる。</p>				
屋上	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 ・保育所保育指針の保育内容の効果的な実施 ・屋上施設として便所、水飲み場などの設置 ・防災上の観点に留意すること <p>を満たせば、屋上を含む取り扱いとすることができる。</p>				

<参考> 現行における兵庫県の認定こども園の認定基準

認定こども園の認定基準の概要(その1)

認定基準等の項目等		準拠する認可基準	県の条例				
			幼保連携型	幼稚園型	保育所型	特定認可外保育施設型	
対象児童	0~2歳児		保育に欠ける子どもに加え、保育に欠けない子どもも受け入れることができる				
	3~5歳児		保育に欠ける子ども、保育に欠けない子ども				
職員配置	0~2歳児	<保育所基準>	0歳児 3人につき1人 1、2歳児 6人につき1人 3歳児 20人につき1人				
	3~5歳児	長時間利用児 <保育所基準>	4、5歳児 30人につき1人				
		短時間利用児 <幼稚園基準>	県独自基準(4、5歳児 35人につき1人、3歳児 25人につき1人)				
		[共通利用時間の学級編制] <幼稚園基準>	県独自基準(4、5歳児は1学級35人以下 3歳児は1学級25人以下の学級編制として、各学級担任1人。ただし、3歳児で1学級25人を超えて35人以下の学級編制を行う場合は、各学級ごとに専任の教諭1人を加算する。)				
	職員資格	0~2歳児	<保育所基準>	保育士資格			
		3~5歳児	<幼稚園基準及び保育所基準>	保育士資格・幼稚園教諭免許の併有又はいずれかの資格を有すること			
	学級担任	<幼稚園基準>	幼稚園教諭免許 ※保育所型、特定認可外保育施設型では、有資格者の確保が難しい場合、本人の意欲、適性、能力等を判断の上、両資格併有に向けて努力を行うことを条件に、保育士資格のみを有する者を充てることができる。				
	長時間利用児の保育に従事する者	<保育所基準>	保育士資格 ※幼稚園型、特定認可外保育施設型では、有資格者の確保が難しい場合、本人の意欲、適性、能力等を判断の上、両資格併有に向けた努力を行うことを条件に、幼稚園教諭のみを有する者を充てることができる。				
施設設備	園舎	<幼稚園基準>	1学級:180㎡ 2学級以上:320+100×(学級数-2)㎡ うち保育室 53㎡以上 遊戯室(原則専用)100㎡を確保すること。		1学級:180㎡ 2学級以上:320+100×(学級数-2)㎡		
	既存施設特例	-	保育室等の基準を満たすときは適用なし	-	保育室等の基準を満たすときは適用なし	保育室等の基準を満たすときは適用なし	

認定こども園の認定基準の概要(その2)

認定基準等の項目等		準拠する認可基準	県の条例				
			幼保連携型	幼稚園型	保育所型	特定認可外保育施設型	
施設設備	保育室等	0~1歳児	乳児室1人につき1.65㎡	ほふく室1人につき3.3㎡		県独自基準(1人につき1.65㎡)	
		2歳児	<保育所基準>	県独自基準(ただし、保育に欠けない子ども1人につき1.65㎡)	保育室又は遊戯室1人につき1.98㎡	県独自基準(ただし、保育に欠けない子ども1人につき1.65㎡)	
		3~5歳児		保育室又は遊戯室1人につき1.98㎡	同左	同左	
		既存施設特例	-	園舎の基準を満たすときは適用なし	園舎の基準を満たすときは適用なし	-	園舎の基準を満たすときは適用なし
	調理室	0~2歳児	<保育所基準>	県独自基準 必置(ただし、保育に欠けない子どもの食事の提供について、一定条件の下、園外からの搬入可。)	県独自基準 必置(ただし、一定条件の下、園外からの搬入可。)	県独自基準 必置(ただし、保育に欠けない子どもの食事の提供について、一定条件の下、園外からの搬入可。)	県独自基準 必置(ただし、一定条件の下、園外からの搬入可。)
		3~5歳児	-	必置(ただし、一定条件の下、園外からの搬入可。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。)	必置(ただし、一定条件の下、園外からの搬入可。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。)	必置(ただし、一定条件の下、園外からの搬入可。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。)	必置(ただし、一定条件の下、園外からの搬入可。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。)
	屋外遊戯場	<幼稚園基準及び保育所基準>	①保育所基準(2歳児以上1人につき3.3㎡) ②幼稚園基準(下記参照)に2歳児一人につき3.3㎡を加算 ①と②を比較して大きくなる方の基準を採用 (幼稚園基準)(3~5歳児) 2学級以下:330+30×(学級数-1)㎡ 3学級以上:400+80×(学級数-3)㎡				
	設置場所特例	<保育所基準>	一定条件の下、近隣の公園等、付近にある適当な場所で代替可 県独自基準 (国の基準に移動の安全確保を加える。)	(同一敷地内又は隣接地)	一定条件の下、近隣の公園等、付近にある適当な場所で代替可 県独自基準 (国の基準に移動の安全確保を加える。)		
	既存施設特例	-	保育所基準及び幼稚園基準のいずれかの基準で可	幼稚園基準で可	保育所基準で可	保育所基準及び幼稚園基準のいずれかの基準で可	
	教育及び保育の内容等		「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の目標が達成されるよう、教育・保育の提供等				
子育て支援事業		県独自規定(国の規定及び知事が別に定める事業の中から1以上実施)					

確認に関する情報公表・業務管理体制

1 情報公表の項目（国が示すイメージ）

1. 基本情報

（法人）

- ・名称、所在地等連絡先
- ・代表者の氏名等
- ・設立年月日
- ・同一都道府県で運営する教育・保育施設等

（施設）

- ・教育・保育施設の種類（認定こども園（4類型）、幼稚園、保育所）、地域型保育事業の種類（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）
- ・名称（※1）
- ・所在地等連絡先
- ・事業所番号
- ・施設長の氏名等
- ・認可・認定・確認年月日
- ・連携施設の状況（地域型のみ）
- ・施設設備の状況（居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況）※2
- ・職員の状況（職種ごとの職員数、免許の有無／専従兼務／常勤／非常勤／直接雇用（有期・無期）・派遣別、勤続年数・経験年数等）
- ・職員1人当たり子ども数
- ・過去3年間の退職職員数
- ・利用定員、学級数、在籍子ども数
- ・開所時間等
- ・障害児対応

※1 認定こども園の場合は、その名称および構成する施設（幼稚園、保育所）の名称

※2 既存の幼稚園・保育所から移行した幼保連携型認定こども園の場合、移行特例を適用した施設については、移行特例の適用状況を含む。

2. 運営情報

- ・施設の運営方針
- ・教育・保育の内容・特徴
- ・選考基準
- ・利用手続
- ・利用者に対する事前説明等の状況
- ・事故発生時の対応
- ・利用料等に関する事項（実費徴収・上乘せ徴収の有無・理由・その額を含む）
- ・障害児保育・特別支援教育、一時預かり、子育て支援、保護者会等の実施状況
- ・給食の実施状況（アレルギー対応を含む）
- ・相談、苦情等の対応のための取組の状況
- ・秘密保持のための措置
- ・自己評価等の結果
- ・子ども・子育て支援法第39条第3項・第5項、第51条第2項・第4項、第57条第2項、第4項の規定により公表
- ・公示された旨
- ・その他都道府県が必要と認めた事項

2 業務管理体制の整備（国が示すイメージ）

（1）設置者・事業者の規模に応じた業務管理体制の整備

事業所等数 100 以上	事業所等数 20 以上 100 未満	事業所等数 20 未満
<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守責任者の選任 ・法令遵守規程の整備 ・法令遵守に係る監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守責任者の選任 ・法令遵守規程の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守責任者の選任

「事業所等数」は、確認を受けている施設または事業所の数。

同一事務所であっても異なる事業を行っている場合（小規模保育事業と家庭的保育事業など）は、異なる事業所として数える。

(2) 届出の内容

	届出事項	対象設置者・事業者
共通事項	設置者・事業者に関する事項 ・法人の名称または氏名、所在地 ・代表者の氏名など	すべての設置者・事業者
	法令遵守責任者の氏名など	すべての設置者・事業者
規模に応じた事項	法令遵守規程の概要	事業所等数 20 以上の 設置者・事業者
	法令遵守に係る監査の方法の概要	事業所等数 100 以上の 設置者・事業者

(3) 業務管理体制の届出を受けた都道府県、内閣総理大臣(国)は、教育・保育施設、地域型保育事業の確認を行う市町村と密接に連携し、必要に応じて必要な情報を共有することを基本とする。